

2021年3月22日

各位

京都信用金庫

京信キャッシュカード規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「京信キャッシュカード規定」および「京信カードローンカード規定」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2021年4月5日（月）

2. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧ください）

- ・ [京信キャッシュカード規定](#)
- ・ [京信カードローンカード規定](#)

3. 改定内容（改定部分を下線表示）

①京信キャッシュカード規定

改定前	改定後
<p>第1条（カードの利用）</p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、当座預金、貯蓄預金、（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。ただし、当座預金のお客様の預入れは、当金庫の預金機でのご利用に限ります。また、法人のお客様の普通預金への預入れは、<u>当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行の預金機をご利用できます。</u></p> <p>②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。ただし、当座預金のお客様の払戻しは、当金庫の支払機でのご利用に限ります。また、法人のお客様の普通預金の払戻しは、<u>当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行の支払機をご利用できます。</u></p> <p>③金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。ただし、当座預金のお客様の振込機のご利用は当金庫に限ります。また、法人のお客様の普通預金から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合は、<u>当金庫および提携信用金庫の振込機をご利用できます。</u></p> <p>④当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。ただし、当座預金のお客様については、当金庫の預金機または支払機でのご利用に限ります。また、法人のお客様の普通預金の残高照会等は、<u>当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行の預金機または支払機をご利用できます。</u></p>	<p>第1条（カードの利用）</p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、当座預金、貯蓄預金、（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。ただし、当座預金のお客様の預入れは、<u>当金庫の預金機でのご利用に限ります。また、法人のお客様の普通預金への預入れは、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機でのご利用に限ります。</u></p> <p>②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。ただし、当座預金のお客様の払戻しは、<u>当金庫の支払機でのご利用に限ります。また、法人のお客様の普通預金の払戻しは、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の支払機でのご利用に限ります。</u></p> <p>③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。ただし、当座預金のお客様の振込機のご利用は当金庫に限ります。また、法人のお客様の普通預金から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合は、<u>当金庫および提携信用金庫の振込機でのご利用に限ります。</u></p> <p>④当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。ただし、当座預金のお客様については、当金庫の預金機または支払機でのご利用に限ります。また、法人のお客様の普通預金の残高照会等は、<u>当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機または支払機のご利用に限ります。</u></p>

②京信カードローンカード規定

改定前	改定後
<p>第2条 (ローンカードの利用)</p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座貸越金の任意返済を行う場合（以下「カードローン口座への入金」といいます。）。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、<u>ゆうちょ銀行の預金機をご利用できます。</u></p> <p>②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの当座貸越を受ける場合（以下「払戻し」といいます。）。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、<u>ゆうちょ銀行の支払機をご利用できます。</u></p> <p>③金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を払戻し、振込の依頼をする場合。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫および提携信用金庫の<u>振込機をご利用できます。</u></p> <p>④当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用してカードローン口座の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、<u>ゆうちょ銀行の預金機または支払機をご利用できます。</u></p>	<p>第2条 (ローンカードの利用)</p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座貸越金の任意返済を行う場合（以下「カードローン口座への入金」といいます。）。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、<u>ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機での利用に限り</u>ます。</p> <p>②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの当座貸越を受ける場合（以下「払戻し」といいます。）。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、<u>ゆうちょ銀行、ローソン銀行の支払機でのご利用に限り</u>ます。</p> <p>③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を払戻し、振込の依頼をする場合。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫および提携信用金庫の<u>振込機でのご利用に限り</u>ます。</p> <p>④当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用してカードローン口座の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。ただし、法人契約のローンカードは、当金庫、提携信用金庫、<u>ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機または支払機のご利用に限り</u>ます。</p>

以上